

東駿河湾広域都市計画
千本地区土地区画整理事業（下河原工区）

住所変更等手続きの手引き

令和3年10月9日（土）から
あなたの住所（所在地）が変わります。

沼 津 市

はじめに

昭和 45 年から施行されてきました千本地区土地区画整理事業下河原工区（次ページの着色されたエリア）は、**令和3年 10 月 8 日（金）**の静岡県知事による換地処分公告により、換地処分翌日の **10 月 9 日（土）から、事業実施後のまちなみに合わせた町名及び地番へ変更**となります。

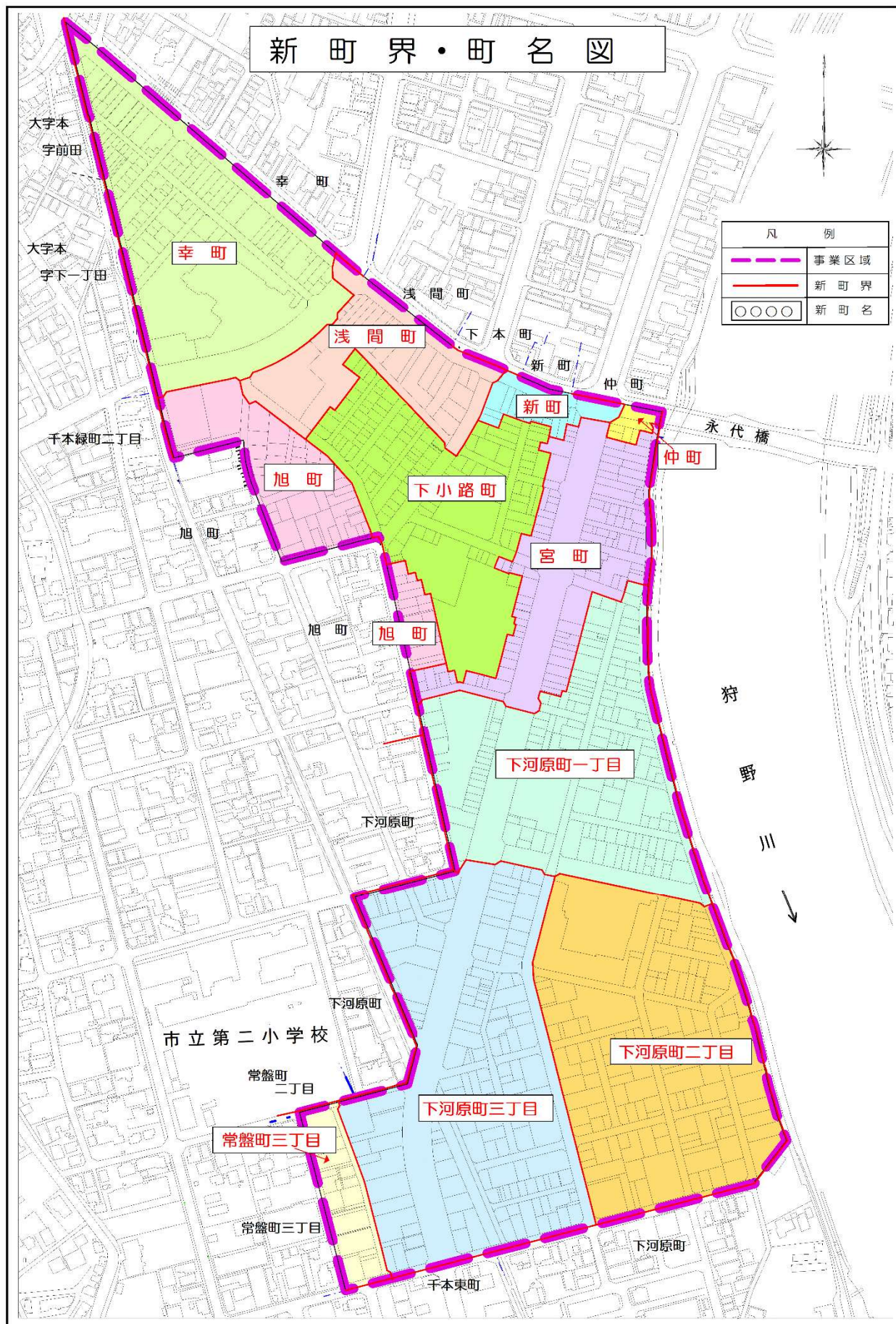
これに伴い、工区内にお住いの方及び法人・事業所のみなさまには、今後、新しい住所及び所在地を使用していただくこととなります。

この手引きでは、住所等が変わることによって必要となる代表的な手続きについてご案内いたします。

お手数をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

目次

新町界・町名図	3
変更の手続きについて	4
郵便番号について	4
各種変更証明書の発行について	5
住所変更の手続き	
①.市役所が窓口となる主なもの	6
②.市役所以外が窓口となる主なもの	12
③.会社・法人の方について	17
その他	18



変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所などが職権で住所変更を行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

■住所の変更について

主な手続きについて、この手引きの中でご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

また、みなさまに行っていただく各種住所変更手続きについては、各種住所（所在地）変更手続きに必要な「住所・本籍変更証明書」等を、沼津市から各世帯主宛てに令和3年10月11日（月）以降に送付させていただきます。お手もとに届きましたら手続きをお願いいたします。各種変更証明書につきましては、次ページをご参照ください。

■本籍の変更について

下河原工区内に本籍を設定している方は、本籍が変更になります。（市役所にて職権で変更します。）

※ただし、これまで本籍地番として使用していた地番が区画整理前に存在していない地番の場合などは、本籍の変更が職権では変更されません。
（変更希望の場合は、令和3年10月11日（月）以降にご自身で転籍の届出をお願いいたします。）

郵便番号について

下小路町	〒410-0868
宮町	〒410-0851
下河原町一丁目	〒410-0841
下河原町二丁目	〒410-0841
下河原町三丁目	〒410-0841
旭町	〒410-0852
幸町	〒410-0862
浅間町	〒410-0886
新町	〒410-0895
仲町	〒410-0894
常盤町（三丁目） 一丁目～三丁目はすべて同じ郵便番号です	〒410-0853

住所変更後、
約1年間は
旧住所のまま
でも郵便物は
届きます。

各種変更証明書の発行について

※次ページのそれぞれの主な手続きの際に、下記の必要な証明書をご持参ください。

種類	記載されているもの	備考
①住所・本籍 変更証明書 (個人を対象としたもの)	・氏名 ・変更前の住所、本籍 ・変更後の住所、本籍 ・変更年月日 ・換地処分公告年月日	令和3年10月11日(月) <u>以降に郵送</u> させていただきます。 (世帯主宛に以下の送付枚数を送付) ◆送付枚数 <u>対象世帯構成員×2枚</u>
※なお、対象世帯構成員とは、換地処分翌日を基準日として、 <u>満16歳以上の方</u> とします。満16歳未満の方は、希望により令和3年10月11日(月)以降に対応いたしますので、市街地整備課までお問い合わせください。		
②所在変更 証明書 (法人・事業所を対象としたもの)	・名称 ・変更前の所在地 ・変更後の所在地 ・変更年月日 ・換地処分公告年月日	令和3年10月11日(月) <u>以降に郵送</u> させていただきます。 <u>す。</u> (各法人・事業所ごとに5枚)
③土地の表示の 変更証明書	・従前の土地の表示 ・換地処分後の土地の表示 ・換地処分実施日	令和3年10月11日(月) 以降、市街地整備課にて 随時発行

※各証明書について、不足が見込まれる場合はコピー等で対応していただくか、令和3年10月11日(月)以降に市街地整備課にて随時発行しますのでご連絡ください。

※手続きができるのは、令和3年10月11日(月)以降となりますので、ご注意ください。

住所変更の手続き

①市役所が窓口となる主なもの

住民登録関係

<手続きの必要がないもの>

名称	備考
住民票(住民基本台帳)	手続きの必要はありません。
戸籍・戸籍の附票	手続きの必要はありません。(※)
印鑑登録証明書	手続きの必要はありません。
パスポート	手続きの必要はありません。 ※最終ページの現住所欄を、二重線の見え消しで手書き修正してください。(修正テープ等は使わないでください。)

(※) これまで本籍地番として使用していた地番が区画整理前に存在していない地番の場合などは、本籍の変更が職権では変更されません。

★変更希望の場合は、令和3年10月11日(月)以降にご自身で転籍の届出が必要です。

<手続きの必要があるもの>

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
マイナンバーカード (有効期限内のもの)	市民課 受付係 055-934-4721	変更後、適宜	・マイナンバーカード
住基カード(写真付きのみ) (有効期限内のもの)	市民課 受付係 055-934-4721	変更後、適宜	・住民基本台帳カード
在留カード	市民課 受付係 055-934-4721	変更後、適宜	・在留カード
特別永住者証明書	市民課 受付係 055-934-4721	変更後、適宜	・特別永住者証明書

※原則、本人・同一世帯員の方からの届出が必要です。

～マイナンバーカードについて（お知らせ）～

《マイナンバーカードを作っていない方へ》

■マイナンバーを証明する書類について

通知カード（マイナンバーが通知された紙製のカード）は、法律の改正により、住民票に記載されている内容と一致しない場合、マイナンバーを証明する書類として使用できません。（変更後の住所の裏書はできません。）

今後マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーカードを申請（取得までに1～2ヶ月）又は、マイナンバーが記載された住民票を取得してください。

■マイナンバーカードの申請について

マイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）にて申請をするか、本人確認書類を持参の上、市役所・市民窓口事務所に申請をすることができます。

※なお、令和3年8月末までに申請をしていただければ、現在の住所が記載され、その後換地処分後に再度お手続きをしていただくと、新しい住所を追記欄に記載いたします。

詳しくは、お電話（Tel055-934-4721）にてお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※ご不明な点等ございましたら、市民課受付係（Tel：055-934-4721）へお問い合わせください。

医療・福祉関係

<手続きの必要がないもの>

名称（証書等）		お問い合わせ先	備考
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	国民健康保険課 給付係 055-934-4725	令和3年10月14日（木）以降に、新住所に書き換えた証書等を送付します。
	国民健康保険限度額適用認定証		
	国民健康保険特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療被保険者証	国民健康保険課 高齢者医療係 055-934-4728	令和3年10月14日（木）以降に、新住所に書き換えた証書等を送付します。
	後期高齢者医療限度額適用認定証		
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証		
介護保険	介護保険被保険者証	介護保険課 055-934-4836	令和3年10月14日（木）以降に、新住所に書き換えた証書等を送付します。
	介護保険負担割合証		
	介護保険負担限度額認定証		
児童手当等	児童手当	こども家庭課 055-934-4827	令和4年度現況届送付分から、新住所に送付します。
	児童扶養手当		※新たな証書等は送付されませんので、各自現住所欄を、二重線の見え消しで手書き修正してください。（修正テープ等は使わないでください。）
	こども医療費助成		
	ひとり親家庭等医療費助成		

※古い証書等は、各お問い合わせ先までご返却または破棄してください。

<手続きの必要がないもの>

名称（証書等）		お問い合わせ先	備考
自立支援給付受給者証等	自立支援給付受給者証	障害福祉課 055-934-4830	令和4年度送付分から、新住所になります。
	児童通所支援受給者証		
	地域生活支援事業受給者証		
その他	未熟児養育医療費助成	健康づくり課 055-951-3480	※新たな証書等は送付されませんので、各自現住所欄を、二重線の見え消しで手書き修正してください。（修正テープ等は使わないでください。）
	予防接種券・健康診査受診券		

※古い証書等は、各お問い合わせ先までご返却または破棄してください。

<手続きの必要があるもの>

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
自立支援医療（更生医療）受給者証	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	・受給者証 ・変更届 ・印鑑
自立支援医療（育成医療）受給者証	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	・受給者証 ・変更届 ・印鑑
身体障害者手帳	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	・身体障害者手帳 ・変更届 ・印鑑
療育手帳	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	・療育手帳 ・変更届 ・印鑑

※各変更届は、障害福祉課窓口にてご用意しています。

＜手続きの**必要がある**もの＞

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 055-934-4829	変更日から 30日以内	- 精神障害者保健福祉手帳 - 変更届 - 印鑑 - マイナンバーがわかるもの
重度障害者（児）医療費助成金受給者証	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	- 受給者証 - 変更届 - 印鑑
自立支援医療（精神通院）受給者証	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	- 受給者証 - 変更届 - 印鑑
特別児童扶養手当	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	- 手当証書 - 変更届 - 印鑑
心身障害者扶養共済年金	障害福祉課 055-934-4829	変更後、適宜	- 変更届 - 印鑑

※各変更届は、障害福祉課窓口にてご用意しています。

※ご不明な点等ございましたら、各お問い合わせ先までお問合せください。

その他

＜手続きの必要がないもの＞

名称	備考	お問い合わせ先
公共水道・公共下水	手続きの必要はありません。	水道サービス課 055-934-4853
図書館利用者カード	手続きの必要はありません。	図書館 055-952-1234
選挙人名簿	手続きの必要はありません。	選挙管理委員会事務局 055-934-4815
市立小・市立中への登録情報	手続きの必要はありません。	学校教育課 055-934-4808
犬の登録	手続きの必要はありません。	クリーンセンター管理課 055-933-0711

＜手続きの必要があるもの＞

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
大気汚染防止法・水質汚濁防止法 騒音規制法・振動規制法 静岡県生活環境の保全等に関する 条例	環境政策課 055-934-4740	変更後、適 宜	氏名等変更届出書
市立高への登録情報	市立高	速やかに	学校の住所変更届
公立幼稚園・保育園・認定こども 園・放課後児童クラブへの登録 情報	利用している施 設	速やかに	各施設にお電話に てお問合せくださ い。
市立病院患者情報	市立病院受付窓 口	変更後、適 宜	・保険証 ※受診の際に受付にて お申し出ください。

※私立幼稚園・保育園及び私立小・中・高その他の教育機関につきましては、
各機関等にご自身でお問い合わせください。

②市役所以外が窓口となる主なもの

自動車関係

＜手続きの**必要がある**もの＞

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
自動車運転免許証	■沼津警察署 055-952-0110 ■東部運転免許センター 055-921-2000 ■県内の各警察署	速やかに	・運転免許証 ・住所・本籍変更証明書 ・委任状 (代理の場合)
運転経歴証明書			・運転経歴証明書 ・住所・本籍変更証明書 ・委任状 (代理の場合)
※沼津警察署と東部運転免許センターは、受付時間が異なります。ご注意ください。 ・沼津警察署 : 9:00~11:30・13:00~16:00 ・東部運転免許センター : 9:30~11:00・14:00~15:30			

手続き事項	対象	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
自動車検査証	・普通自動車 ・三輪以上の小型自動車 ・251cc以上の小型二輪車	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051	速やかに	・車検証 ・住所・本籍変更証明書 ・委任状 (代理の場合)
軽自動車届出済証	126cc~250ccの二輪の軽自動車			・車庫証※二輪を除く (住居の位置が変わる場合のみ) ※検査登録印紙代 350円
自動車検査証	軽自動車	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所 050-3816-1778	速やかに	・自動車検査証 ・住所・本籍変更証明書

登記関係

<手続きの必要がないもの>

名称	備考
土地・建物の登記事項 (表題部)	手続きの必要はありません。 ※ご不明な点等ございましたら、沼津地方法務局沼津支局 表示係（055-923-1201）へお問い合わせください。

<手続きの必要があるもの>

手続き事項	お問い合わせ先	手続期限	必要書類
土地・建物登記の 所有者の住所変更 登記 (権利部)	静岡地方法務局 沼津支局権利係 055-923- 1201 (自動音声案内 2番)	変更後、適宜 <u>※売買や相続、 抵当権設定の 時でも構いま せん。</u>	・登記申請書 ・住所・本籍変更証明書 ・印鑑 ・委任状 (代理の場合)
抵当権等の債権者 の(住所等)変更登 記	<u>※登記手続案内 は予約制です。</u>		・登記申請書 ・住所・本籍変更証明書 ・印鑑 ・委任状 (代理の場合) ・登記済証または登記 識別情報 ・抵当権者からの委任状も 必要です。
市が交付する住所・本籍変更証明書を添付すれば、登録免許税は課税されません。			

◎市にて登記申請書・委任状のご用意がありますので、必要な場合はお問い合わせください。

◎土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について
換地処分後に行う登記の書き換えが完了するまでの間（およそ1か月～2か月間）（令和3年10月～11月（予定））は、一般の登記手続きや、各証明書交付事務が停止されますので、停止が解除された後に手続きを行ってください。

登記完了後、市から区画整理登記完了通知を送付する予定です。

年金関係

年金受給者及び加入者については、

基本的に住所変更手続きは、必要ありません。

※ただし、住民票と異なる場所にお住まいの場合等は、ご自身でご確認いただく必要があります。

年金受給者

名称	備考
国民年金	原則、手続きの必要はありません。
厚生年金	原則、手続きの必要はありません。
共済年金	各共済組合へお問い合わせください。

<各お問い合わせ先>

■日本年金機構沼津年金事務所 055-921-2201（代表）

■ねんきんダイヤル 0570-05-1165

※国民年金・厚生年金受給者の方で、住民票の住所と異なる場所にお住まいの方や、成年被後見人の方は、年金事務所または年金相談センターへ「年金受給権者住所変更届」を提出していただく必要があります。

年金加入者

名称	備考
国民年金第1号被保険者	手続きの必要はありません。
国民年金第2号被保険者	※勤務先の社会保険担当部署へご確認ください。
国民年金第3号被保険者	※勤務先の社会保険担当部署へご確認ください。

<各お問い合わせ先>

■日本年金機構沼津年金事務所 055-921-2201（代表）

■ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）0570-003-004
事業所・厚生年金加入者向け 0570-007-123

保健所関係

<手続きの必要がないもの>

項目	お問い合わせ先	備考
病院・診療所・施術所の住所	静岡県東部健康福祉センター 地域医療課	手続きの必要はありません。
特定医療費（指定難病）受給者証／特定疾患医療受給者証／肝炎治療受給者証の住所		手続きの必要はありません。
被爆者健康手帳等の住所		手続きの必要はありません。
理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館・公衆浴場・住宅宿泊事業等の住所	静岡県東部健康福祉センター 衛生薬務課	手続きの必要はありません。
薬局・医薬品販売業・高度管理医療機器販売業等の住所		手続きの必要はありません。
毒物劇物販売業等の住所		手続きの必要はありません。

<各お問い合わせ先>

■静岡県東部健康福祉センター地域医療課 055-920-2076・2082

■静岡県東部健康福祉センター衛生薬務課 055-920-2107・2102

<手続きの必要があるもの>

手続き事項	お問い合わせ先	必要書類等
食品営業許可（飲食店等）・動物取扱業（ペットショップ等）関係	静岡県東部健康福祉センター 衛生薬務課 055-920-2102	詳細につきましては、左記までお電話にてお問い合わせください。
産業廃棄物（収集・運搬／処分）関係	静岡東部健康福祉センター 廃棄物課 055-920-2106	詳細につきましては、左記までお電話にてお問い合わせください。

個人で契約・届出しているもの

＜手続きの必要がないもの＞

項目	備考
ガス（静岡ガス）	手続きの必要はありません。 ※その他のガス会社をご利用されている場合は、ご自身でご確認ください。
NHK	手続きは必要ありません。

＜手続きの必要があるもの＞

手続き事項	お問い合わせ先	必要書類等
電気 （例：東京電力）	東京電力カスタマーセンタ ー静岡 0120-995-901	変更後、適宜 ※お電話またはインターネットにて、お問い合わせください。 ※その他の会社をご利用されている場合、ご自身でご確認ください。
電話 （例：NTT 西日本）	■固定電話からの場合 局番なし 116 番 ■携帯電話からの場合 0800-2000116 （NTT 西日本エリアでのみ 利用可）	変更後、適宜 ※お電話にて、お問い合わせください。（インターネットでのお手続きはできません。） ※その他の会社をご利用されている場合、ご自身でご確認ください。

※その他個人で契約や届出をしているものについては、お手数ですが、それぞれの機関などに直接お問い合わせください。

例)) 手続き事項	備考
生命保険	各自ご契約・届出をさせている機関へ直接お問い合わせください。
自動車保険	
銀行口座	
クレジットカード など・・・	

会社・法人の方について

登記関係

会社・法人名義の土地・建物登記についても権利部の変更登記申請の必要があります。(13 ページを参照)

手続き事項	お問い合わせ先	手続き期限	必要書類
会社法人等の本店や支店の所在地の変更登記	静岡地方法務局 沼津支局法人係 055-923-1201	変更日から ■本店 2週間以内 ■支店 3週間以内	・登記申請書 ・<u>所在変更証明書</u> ・印鑑 (会社法人実印) ・委任状 (代理の場合)
会社法人等の代表者等の住所変更登記	静岡地方法務局 沼津支局法人係 055-923-1201	変更日から ■本店 2週間以内 ■支店 3週間以内	・登記申請書 ・<u>住所・本籍変更証明書</u> ・印鑑 (会社法人実印) ・委任状 (代理の場合)
市が交付する住所・本籍変更証明書や所在変更証明書を添付すれば、登録免許税は課税されません。			

■申請書について

市にて、本店に係る登記申請書・委任状のご用意がありますので、必要な場合はお問い合わせください。

支店その他必要なお手続きが生じる場合には、静岡地方法務局沼津支局法人係（055-923-1201）までお問い合わせください。

※手続き期間を過ぎてしまった場合、会社法第976第1項第1号に基づき、過料の制裁が生じる場合がありますので、速やかにお手続きをお願いいたします。

※会社法人等の変更登記は、法律上皆さまに手続きをしていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他

◆住所変更のお知らせ用はがき

新しい住所、郵便番号をご親戚やお知り合いの方へお知らせいただくため、日本郵便（株）から提供されたはがきを、お渡しします。ご希望の方は、市街地整備課までお問い合わせください。

ご利用になる場合は、お知らせ用はがきに必要事項を記入し、換地処分翌日の令和3年10月9日以降に最寄りの郵便局へ持参するか郵便ポストへ投函してください。

◆自治会

自治会、町内会の区分変更はありません。

◆ごみの収集

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

◆学区（小学校・中学校）

住所変更によって学区が変更になることはありません。

◆選挙投票所

住所変更によって投票所が変更になることはありません。

◆税金関係（確定申告）

住所変更に伴い、納税地が変更となる場合は、令和3年分の確定申告書を記載する際に新住所をご記入ください。

※ご不明な点は、沼津税務署（055-922-1560）へお問い合わせください。

◇この手引きに関してご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

沼津市役所 都市計画部 市街地整備課 区画整理係

電 話：055-934-4765

メー ル：shigaichi@city.numazu.lg.jp